(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金(以下「本補助金」という。) の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する事業 所、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター、その他これらに類する団体若しくは個人(以下「事業所等」という。)において障がい者又は障がい者が関わって製造等を行う商品等(以下「事業所商品等」という。)の 販売について、常設又は移動販売を行う拠点(以下「福祉の店」という。)を運営する団体を支援することにより、障がい者の自立及び社会参加並びに障がいに対する市民の理解の促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表の第 1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う福祉の店の運営団体とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の第2欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定)

- 第6条 本補助金は、補助対象経費の実支出額と別表の第3欄に掲げる補助基準額のいずれか低い額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に10分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
- 2 前年度の売上額が前々年度と比較して大幅に減少した期間(以下「売上減少期間」という。)が存在し、その減少が事業者の責によらない一時的な外部要因によるものであると認められるときは、別表第3欄の売上率の算定にあたっては、売上減少期間の売上額について前々年度と同額の売上額があったものとする。この場合において、配分率は100%

を上限とする。

(交付申請)

- 第7条 規則第4条に規定する本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする 年度の4月末日までに行わなければならない。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額と別表第3欄に掲げる補助基準額のいずれか低い額に10分の10を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に 該当する場合以外の場合とする。

(概算払)

第10条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、福祉の店の運営が円滑に行われるよう概算払により交付するものとする。

(実績報告)

- 第11条 規則第12条に規定する本補助金の実績報告は、本補助金の交付に係る事業の 完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に 定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、 平成20年5月19日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

(鳥取市福祉の店振興支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 鳥取市小規模作業所運営費補助金交付要綱(平成17年5月16日制定)は、廃止する。 (鳥取市福祉の店振興支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の鳥取市小規模作業所運営費補助金交付要綱(以下「旧要綱」 という。)の規定に基づき行われた平成19年度における事業については、旧要綱の規定 は、なおその効力を有する。

(平成20年度における交付申請等に係る経過措置)

- 4 平成20年度における本補助金の交付申請に係る第7条の規定の適用については、同 条中「本補助金の交付を受けようとする年度の4月20日」とあるのは、「市長が別に定 める日」とする。
- 5 平成20年度における本補助金の額の算定に係る第8条の規定の適用については、同条中「別表の第3欄に掲げる補助基準額」とあるのは、「別表第3欄に掲げる補助基準額と平成19年度における旧要綱の規定による補助金の交付確定額に100分の80を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とのいずれか高い額」とする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- 2 平成23年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例 によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までに交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条、第5条、第6条、附則第5項関係)

1 補助事業 次に掲げる要件をいずれも満たす事業所商品等の販売事業

- 1 運営に関して障がい者のかかわりがあること。
- 複数の障がい福祉 施設等の連携の下に 運営がなされている こと。
- 3 販売力が脆弱又は 販路確保が困難等の 理由のある事業所等 の商品を含め、10 箇 所以上の事業所商品 等を取り扱うこと。

2 補助対象経費

(注)

- ・工事請負費は、市 内事業者が施行を限 行ったものに限を る。ただし、やむ市内 事業者への認 場合につては の限りでない。
- ・委託料は、市内事 業者が実施しただし、 やむを得なる。ただし、 やむを得な者者 で市内事業者 でが 発注が場合に ではこの限り では い。

3 補助基準額

次の算定方法に基づき算出された常設販売に要する経費に移動販売に要する経費を加えた合計額とし、当該年度の福祉の店の運営に要する額を上限とする。

1 常設販売に要する経費

福祉の店を運営するために要する人件費(但し、人件費に要する額と基準額を比較していずれか低い額とし、基準額は2,250千円とする。)に常設店舗を維持するための経費を加えた額から事業所商品等の販売手数料(但し、販売に要した必要経費を除く。)及び福祉の店を運営する団体の構成事業所等からの会費(但し、団体を運営するための経費を除く。)の実収入額を減じた額に、売上率(前年度売上額を前々年度売上額(第14回全国障がい者芸術・文化祭鳥取大会等特別なイベントに基づく売上額を除く。)で除した割合により算定した率)に応じた次の区分による配分率を乗じた額

売上率	配分率
5 0 %未満	5 0 %
50%以上 70%未満	6 0 %
70%以上 80%未満	7 0 %
80%以上 90%未満	8 0 %
90%以上100%未満	9 0 %
100%以上110%未満	100%
110%以上120%未満	1 1 0 %

120%以上130%未満	1 2 0 %
130%以上140%未満	1 3 0 %
140%以上150%未満	1 4 0 %
150%以上	1 5 0 %

2 移動販売に要する経費

移動販売に要する経費(但し、職員人件費、移動販売車リース料、燃料費等移動販売を行うために必要な経費と基準額を比較していずれか低い額とし、基準額は854千円とする。)に移動販売に参加した障がい者の参加率(但し、参加率は移動販売を行う日数に対する障がい者の参加又は障がい特性を周知する機会の創出の日数で除した割合により算定するものとする。)に応じた次の区分による配分率を乗じた額

障がい者参加率	配分率
20%未満	10%
20%以上 40%未満	20%
40%以上 50%未満	4 0 %
50%以上 60%未満	5 0 %
60%以上 70%未満	6 0 %
70%以上 80%未満	7 0 %
80%以上 90%未満	80%
90%以上 95%未満	9 0 %
95%以上100%未満	100%